

令和3年1月8日

入居者・ご利用者様並びにご家族の皆様へ

社会福祉法人三愛会
理事長 川村 美智子

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言（1都3県）を踏まえた対応について

平素より当法人をご利用の皆さまには新型コロナウイルス感染症対策にご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

1月7日に、東京都を中心としました1都3県（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）に対する政府による緊急事態宣言（別紙参照）が行われ、1/8～2/7の期間で実施されることになりました。約7か月ぶりとなる今回の緊急事態宣言は、首都圏を中心として新規感染者が過去最多を記録し続けている中で、ひっ迫する医療体制の現状に歯止めをかけ、感染拡大を減少に転じさせる狙いがあります。

なお、緊急事態宣言の発令に伴い、鹿児島県知事も県民に対してメッセージを発信しております。（鹿児島県ホームページより）

県民の皆さまへ

県民の皆さまにおかれましては、緊急事態宣言の発令期間中は、同宣言の対象となる都県については、不要不急の往来を自粛していただくとともに、不要不急でない場合も慎重に判断していただくようお願いします。

また、1都3県以外の感染拡大地域との往来についても慎重に判断し、移動する場合は、感染リスクの高い場所や場面を避けていただくようお願いします。

同宣言の対象となる都県を含む感染拡大地域からの来県については、対象地域の自治体の要請に従って対応していただくようお願いします。

来県を考慮しておられる方におかれては、発熱症状など体調不良の場合は、来県を控えていただくようお願いします。

来県される際は、体調管理をしっかりとした上で、手洗いやマスクの着用、人と人との距離の確保など基本的な感染防止対策を徹底するとともに、発熱症状など体調不良の場合は、診察・検査を受けてくださるようお願いします。

新年会を含む会食につきましては、県の「感染防止対策実施宣言ステッカー」を取得しているなど、感染防止対策を徹底している店舗を選ぶ、少人数、短時間で開催する、大声で話をしない、食べる以外にはマスクを着用する、体調の悪い人は参加しないなど、感染リスクを下げるようお願いします。

家庭内でも、手洗いや換気など感染防止対策を徹底してください。特に、高齢者や妊婦、基礎疾患のある方のいる家庭や、同宣言の対象となる都県を含む感染拡大地域への往来など感染リスクの高い状況が生じた家庭においてはマスクを着用するなど、さらに対策を徹底し、発熱などの症状がある場合には、早めに診察・検査を受けてくださるようお願いします。

県民の皆さまにおかれては、いつ、どこで自分が感染するかもしれない、あるいは無症状のまま、周りの人にうつすことがあるかもしれない、という状況にあることをしっかりと自覚していただき、うつされない、うつさない、そのための基本的な感染防止対策を行っていただく必要があります。

また、発熱などの症状がある場合には、早めに診察・検査を受けてくださるようお願いします。

また、1都3県に限らず、隣県の宮崎県、熊本県を含む九州各県におきましても感染拡大は続いているため、改めて基本的な感染防止対策（マスク着用、手指消毒）とともに感染リスクを回避する取り組みが必要となります。

つきましては、入居者・ご利用者様並びにご家族の皆様におかれましてもご自身が感染しない、感染させないための感染防止対策にご協力いただきますようお願いいたします。

< 別紙 >

緊急事態宣言の概要

(具体的な対策)

今回の緊急事態宣言は、社会経済活動を幅広く止めるのではなく、感染リスクの高い場面に絞り、効果的・効率的な対策を徹底することにあります。

1. 外出・移動

- 不要不急の外出や移動の自粛
- 飲食による感染リスクの高い場面の回避

20時以降の外出自粛

※ 出勤や通院、散歩など、生活や健康の維持に必要な外出・移動は除く

2. イベントなどの開催

- イベントなどへの参加による人と人との接触機会の回避

※ 人数の上限、会場の広さ、飲食を伴わないなどの要件に留意

3. 施設の使用

- 飲食はマスクを外すため、感染拡大の主な起点は飲食経由であるという専門家の見解

※ 飲食店やカラオケボックスの営業時間の短縮（午後8時まで）

4. テレワーク

- テレワークやローテーション勤務、時差出勤により人と人との接触機会を減らす

5. 学校等

- 一律の臨時休校は行わない

受験シーズンに入っている、入試は予定通り実施

部活動など感染リスクの高い活動の制限

大学生の懇親会や飲み会の開催の際の注意喚起